

ID: 90

担当部署: 福祉環境課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町産後ヘルパー派遣手数料徴収条例 第1条		
例規番号	平成23年条例第10号		
<p><b>【根拠条文】</b></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、町長が、出産日の翌日から1月以内(多胎出産の場合は出産日の翌日から2月以内)で、家事、育児などの援助が得られず日常生活に支障のある方の世帯に対して、産後ヘルパーを派遣した場合における産後ヘルパー派遣手数料(以下「手数料」という。)の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><b>【基準】</b></p> <p>根拠条文、第2条及び第4条の規定による。</p> <p>(手数料の額)</p> <p>第2条 手数料の額は、別表のとおりとする。</p> <p>(納入義務者)</p> <p>第4条 手数料の納入義務者は、産後ヘルパーの派遣申請者とする。</p> <p>2 産後ヘルパーの派遣申請は、原則として利用者(出産した母)又は、当該世帯の生計中心者が行わなければならない。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日